

政策会議付議事案書 (令和4年7月19日)

提案課名 環境共生課

報告者名 谷 芳生

<p>事案名</p>	<p>「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」の活用に関する基本合意について</p>	<p>有 資料 無</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>国が公表した「地域脱炭素ロードマップ」では、地方自治体や地元企業等を中心に、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で脱炭素を達成すること及び自家消費型の太陽光発電等の「重点対策」については、脱炭素先行地域を含め、全国で横断的に実施することとしています。</p> <p>これらの取組を積極的に推進するため、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（以下「交付金」という。）」を創設し、「脱炭素先行地域づくり事業（脱炭素先行地域への選定が条件）」及び「重点対策加速化事業（創意工夫に基づく対象事業の実施が条件）」を支援しています。</p> <p>そこで、本交付金を有効的に活用し脱炭素を推進するため、共通の目的意識及び各種知見を持つ事業者（秦野ガス(株)、東京ガス(株)、小田急電鉄(株)及び神奈川中央交通(株)）と「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の活用に関する基本合意書」を締結するものです。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<p>平成29年8月 「秦野市と小田急電鉄株式会社との小田急小田原線沿線まちづくりの推進に関する協定」を締結 ※令和4年度中に、新たに神奈川中央交通株式会社を加えた包括連携協定を締結予定</p> <p>令和3年2月 2050年ゼロカーボンシティへの挑戦を表明</p> <p>〃 11月 「秦野市、秦野ガス株式会社、東京ガス株式会社とのカーボンニュートラルのまちづくりに向けた包括連携に関する協定書」を締結</p> <p>〃 12月 上記2社と太陽光PPA事業の共同検証に関する基本合意書を締結</p> <p>令和4年2月 第1回脱炭素先行地域へ応募（不採択） ※全国102自治体、計79件の申請に対して26件の取組が採択</p> <p>〃 4月 カーボンニュートラルに係る取組について、小田急電鉄株式会社と意見交換を実施（経済産業省が同席）</p> <p>〃 6月 脱炭素先行地域に係る取組について、本基本合意を締結する5者による意見交換を実施（環境省が同席）</p> <p>※脱炭素施策と事業者との相関については、資料1にて詳細を記載</p>	
<p>決定等を要する事項</p>	<p>秦野市、秦野ガス(株)、東京ガス(株)、小田急電鉄(株)及び神奈川中央交通(株)による「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」の活用に関する基本合意を締結し、交付金の対象事業に係る計画を策定すること。</p>	

今後の取扱い	令和4年7月	基本合意書の締結
	〃 8月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 秦野市地球温暖化対策推進本部及び臨時部長会議（23日）にて、事業ロードマップ等を報告 ・ 第2回脱炭素先行地域に応募（26日期限） <ul style="list-style-type: none"> →採択の場合は、令和5年度からロードマップに定めた事業に着手
	令和5年度	重点対策加速化事業（通年/時期未定）に応募 →採択の場合は、ロードマップに定めた事業に着手
	令和6年度以降	各事業に順次着手

「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」の活用に関する基本合意について

1 目的

国の「地域脱炭素ロードマップ」を踏まえ創設された「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（以下「交付金」という。）」を用いて、本市と本市の脱炭素施策に賛同する事業者（秦野ガス(株)、東京ガス(株)、小田急電鉄(株)及び神奈川中央交通(株)）（以下個別に又は総称して「当事者」という。）との強固な連携による地域課題の解決等を目的とするもの。

2 基本合意に基づき実施する事項（交付金の対象事業）

- (1) 「脱炭素先行地域づくり事業」に係る計画策定に関すること。
民生部門の電力消費に伴う CO₂ 排出実質ゼロの達成に資する事業
- (2) 「重点対策加速化事業」に係る計画策定に関すること。
再エネ発電設備を一定以上導入する事業（太陽光発電やゼロカーボン・ドライブなど）

3 各当事者の役割分担

秦野市	全体統括（各対象事業において選定する地域の範囲等、並びに同地域内の脱炭素化方針の決定）、事業計画提案書の策定及び一切の取りまとめ
秦野ガス株式会社	地域循環型モデル及びエネルギーネットワーク構築に向けた計画策定支援
東京ガス株式会社	公共施設等への再生可能エネルギー導入を中心とした計画策定支援
小田急電鉄株式会社	駅舎等への再生可能エネルギー導入を中心とした計画策定支援
神奈川中央交通株式会社	E Vバス・E Vタクシー等への再生可能エネルギー導入を中心とした計画策定支援

4 費用負担

当事者間で別段の合意をした場合を除き、基本合意(書)の締結及び履行に関連して当事者に発生した費用は、それぞれの負担とすることとする。

5 有効期間

基本合意(書)締結日から1年間とし、各当事者は、別途合意することによ

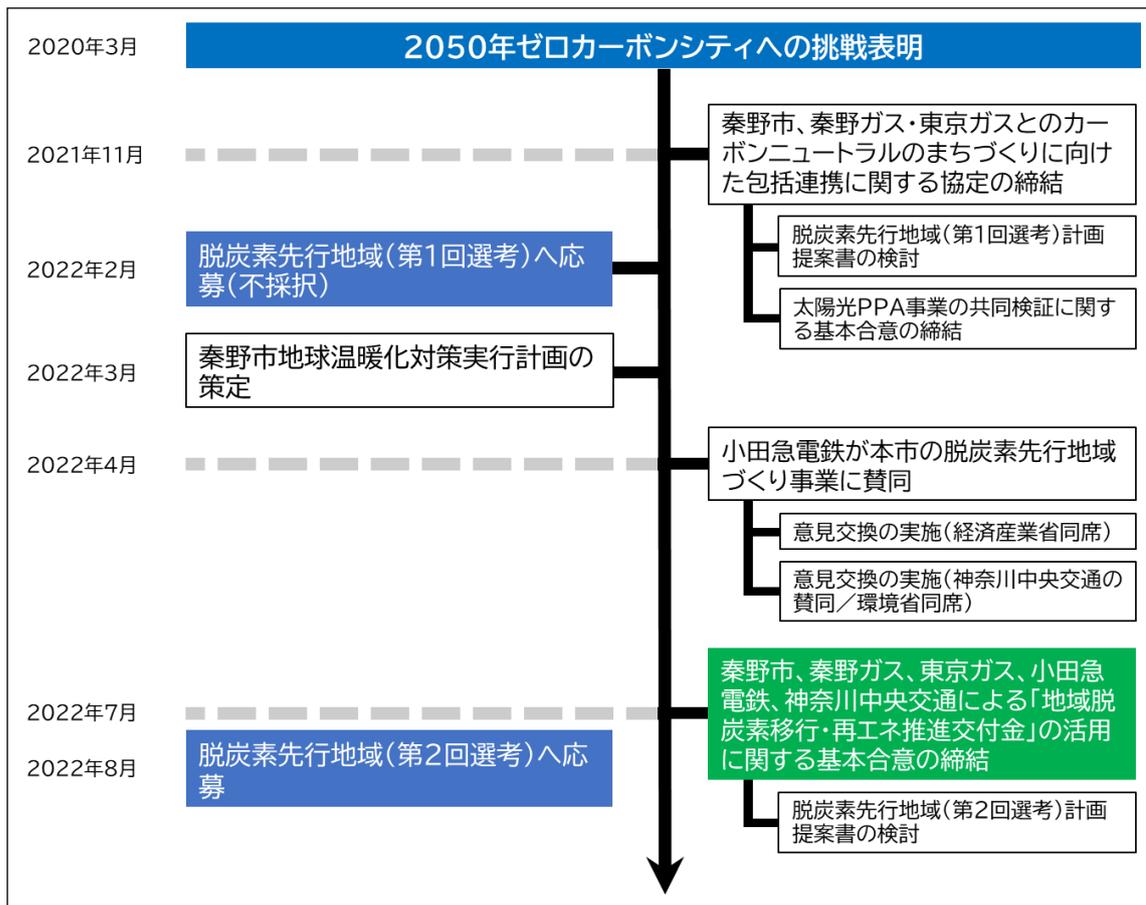
り、有効期間を延長することができることとする。

(なお、守秘義務に関する規定は、基本合意(書)の有効期間満了その他の事由による終了後3年間その効力を有するものとする。)

6 今後の進め方

- (1) 令和4年7月 基本合意書の締結
- (2) " 8月
 - ・ 秦野市地球温暖化対策推進本部及び臨時部長会議(23日)にて、事業ロードマップ等を報告
 - ・ 第2回脱炭素先行地域に応募(26日期限)
→採択の場合は、令和5年度からロードマップに定めた事業に着手
- (3) 令和5年度 重点対策加速化事業(通年/時期未定)に応募
→採択の場合は、ロードマップに定めた事業に着手
- (4) 令和6年度以降 各事業に順次着手

7 脱炭素施策に係る経過フロー



秦野市、秦野ガス株式会社、東京ガス株式会社、小田急電鉄株式会社及び神奈川中央交通株式会社による「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」の活用に関する基本合意書

令和4年7月 日

秦 野 市

秦野ガス株式会社

東京ガス株式会社

小田急電鉄株式会社

神奈川中央交通株式会社

秦野市、秦野ガス株式会社、東京ガス株式会社、小田急電鉄株式会社及び神奈川中央交通株式会社による「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」の活用に関する基本合意書（案）

秦野市（以下「甲」という。）、秦野ガス株式会社（以下「乙」という。）、東京ガス株式会社（以下「丙」という。）、小田急電鉄株式会社（以下「丁」という。）及び神奈川中央交通株式会社（以下「戊」という。）（以下、甲、乙、丙、丁及び戊を個別に又は総称して「当事者」という。）は、地域における脱炭素に向けた取組を支援する「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（以下「本交付金」という。）」の活用を図るため、次のとおり基本合意書（以下「本基本合意書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本基本合意書は、本交付金の対象事業を推進するための事業計画（以下「本計画」という。）を共同で策定するに当たり、必要な基本事項を定めることを目的とする。

（本計画策定の内容）

第2条 各当事者は、本交付金に規定される対象事業に関し次の事項を実施する。

- (1) 「脱炭素先行地域づくり事業」に係る計画策定に関すること。
- (2) 「重点対策加速化事業」に係る計画策定に関すること。

（役割分担）

第3条 本計画を策定するに当たって、各当事者の役割は、次のとおりとする。この場合において、各種資料の作成は各当事者の役割に基づき協力して実施することとする。

甲	全体統括（前条各号において選定する地域の範囲等、並びに同地域内の脱炭素化方針の決定）、必要書類等の提供及び一切の取りまとめ
乙	地域循環型モデル及びエネルギーネットワーク構築に向けた計画策定支援
丙	公共施設等への再生可能エネルギー導入を中心とした計画策定支援
丁	駅舎等への再生可能エネルギー導入を中心とした計画策定支援
戊	E Vバス・E Vタクシー等への再生可能エネルギー導入を中心とした計画策定支援

(守秘義務)

第4条 各当事者は、本基本合意書の存在及び内容、本交付金の活用で得られた知見並びに相手方から開示され、又は知り得た相手方の一切の情報につき、相手方の書面による事前の承諾なく第三者に開示又は漏洩をしてはならず、本計画策定の目的以外の目的で使用してはならない。

- (1) 受領した時点で公知であった情報又は受領後に受領者の責めに帰すべき事由によることなく公知となった情報
- (2) 受領した時点で、受領者がすでに適法に保有していた情報
- (3) 受領者が別途正当な権原を有する第三者から適法に、かつ、守秘義務を負わずに取得した情報
- (4) 受領者が秘密情報によらずに独自に取得した情報

2 前項の規定にかかわらず、受領者は、本計画策定の目的のために必要な範囲内において、自己の子会社、自己及び子会社の役員及び従業員、本計画策定に係る業務委託先並びに弁護士、公認会計士、税理士及び財務アドバイザー等に対し、秘密情報を開示することができる。この場合において、受領者は、これらの者に対し、本条に定める受領者の義務と同等の秘密保持義務を課さなければならず、その履行について一切の責任を負うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、受領者は、法令若しくは金融商品取引所の規則又は裁判所の決定等に基づき秘密情報の開示を要求されたときは、必要最小限の範囲で開示することができる。この場合において、受領者は、事前に（不可能な場合は事後速やかに）開示者に対して、その旨通知するものとする。

4 受領者は、開示者から開示又は提供をされた秘密情報について、所有権、知的財産権等のいかなる権利（本基本合意書の規定に基づき、その秘密情報を利用する権利を除く。）も移転又は付与をされるものではない。

5 受領者は、秘密情報の漏えい等が発生し、又はその可能性が存するときは、速やかに開示者にその旨通知するものとし、開示者及び受領者は、互いに協力して適切な処置をとるものとする。

6 受領者は、開示者から要求されたときは、開示者の指示するところに従い、自己又は自己が情報を開示した第三者が保持する秘密情報を速やかに返却又は破棄をしなければならず、開示者の求めに応じて、その返却又は破棄を証明する書面を開示者に提出するものとする。

(公表)

第5条 各当事者は、相手方の事前の書面による同意なく、本交付金の活用に係る内容について公表せず、プレス・リリースその他の公表の内容、時期及

び方法については、当事者間で別途協議のうえ、決定するものとする。

(解除)

第6条 各当事者は、相手方が本基本合意書の法的拘束力のある条項に違反し、相当期間を定めて催告をしたにもかかわらず、相当期間内に違反が是正されないときは、本基本合意書を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における違反の程度が本基本合意書及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 各当事者は、相手方に破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに類する法的倒産手続の申立てがなされた場合又は相手方が自ら申し立てた場合には、何らの催告なく、直ちに本基本合意書の全部又は一部を解除することができる。ただし、解除権を行使する当事者の責めに帰すべき事由があるときは、この限りでない。

(費用負担)

第7条 当事者間で別段の合意をした場合を除き、本基本合意書の締結及び履行に関連して当事者に発生した費用は、それぞれの負担とする。

(地位等の譲渡禁止)

第8条 本基本合意書において特段の定めのある場合を除き、各当事者は、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく、本基本合意書上の地位又は本基本合意書に基づく権利若しくは義務の全部又は一部を、第三者に譲渡若しくは継承をさせ、又は担保に供してはならない。

(反社会的勢力の排除)

第9条 各当事者は、自らが反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなつたときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者をいう。以下同じ。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたって該当しないことを確約する。

- (1) 反社会的勢力が経営に支配的な影響力を有すること。
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること。
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、不当に反社会的勢力を利用すること。
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていること（法令上取引が義務付けられているものを除く。）。
- (5) その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 各当事者は、自己又は第三者を利用して次に掲げる行為を行ってはならな

い。

- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を棄損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準じる行為
- 3 各当事者は、自己の責めに帰すべき事由の有無を問わず、相手方が前2項のいずれかに違反したことが判明したときは、相手方に対して何らの催告を要せずして、直ちに本基本合意書を解除することができる。
- 4 前項の規定により本基本合意書が解除されたときは、解除された者は、その相手方に対し、解除により相手方が被った損害を賠償する。
- 5 第3項の規定により本基本合意書が解除されたときは、解除された者は、解除により損害が生じた場合でも、相手方に対し一切の損害賠償請求を行わない。

(有効期間)

- 第10条 本基本合意書の有効期間は、本基本合意書締結日から1年間とする。ただし、各当事者は、別途合意することにより、有効期間を延長することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、第4条の規定は、本基本合意書の有効期間満了その他の事由による終了後3年間その効力を有する。

(法的拘束力)

- 第11条 本基本合意書は、本基本合意書締結日現在の各当事者の共通の理解を確認する目的で作成されたものであり、第4条から第13条までの規定を除き、いずれの当事者も法的に拘束するものではない。

(管轄)

- 第12条 本基本合意書に関する一切の紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(誠実協議)

- 第13条 本基本合意書に定めのない事項又は本基本合意書の条項に疑義が生じたときは、各当事者は誠実に協議する。

本基本合意書の締結を証するため、本書5通を作成し、甲乙丙丁戊記名押印のうち、それぞれ各1通を保有する。

令和4年7月 日

甲 秦野市桜町一丁目3番2号
秦野市長 高橋昌和

乙 秦野市室町2番11号
秦野ガス株式会社
代表取締役社長 友添修吾

丙 東京都港区海岸一丁目5番地20号
東京ガス株式会社
代表執行役社長 内田高史

丁 東京都渋谷区代々木2丁目28番12号
小田急電鉄株式会社
代表取締役社長 星野晃司

戊 平塚市八重咲町6-18
神奈川中央交通株式会社
代表取締役社長 堀康紀



地域脱炭素移行・再エネ推進交付金



【令和4年度予算額 20,000百万円（新規）】

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」により支援します。

1. 事業目的

我が国では、2050年カーボンニュートラルの実現とともに、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減する目標の実現に向けて、再生可能エネルギーの主力電源化が求められている。本事業は、「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）及び地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）に基づき、脱炭素事業に意欲的に取り組む地方自治体等を複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援するスキームとして交付金を設け、改正地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる重点対策を全国で実施し、各地の創意工夫を横展開することを目的とする。

2. 事業内容

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対し複数年度にわたり継続的かつ包括的に交付金により支援します。

1. 脱炭素先行地域づくり事業への支援

(交付要件)

- 脱炭素先行地域に選定されていること 等
- (一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成等)

(対象事業)

再エネ設備の導入に加え、再エネ利用最大化のための基盤インフラ設備（蓄電池、自営線等）や省CO2等設備の導入、これらと一体となってその効果を高めるために実施するソフト事業を対象。

2. 重点対策加速化事業への支援

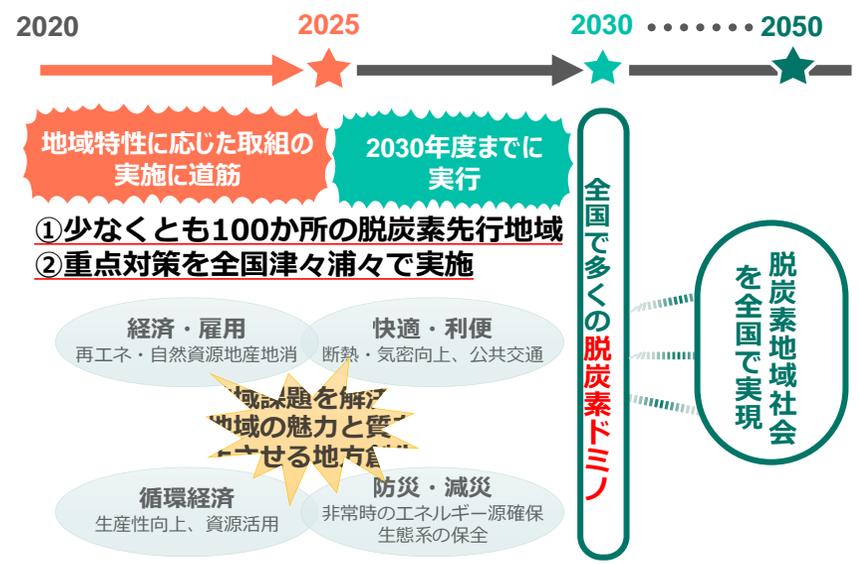
(交付要件)

屋根置きなど自家消費型の太陽光発電や住宅の省エネ性能の向上などの重点対策を複合実施等

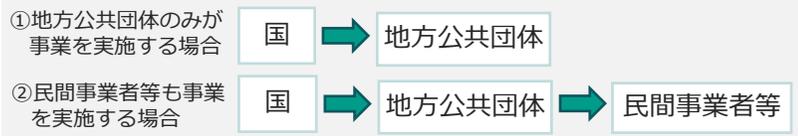
3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（交付率： ）
- 交付対象 地方公共団体等
- 実施期間 令和4年度～令和12年度

4. 事業イメージ



<参考：交付スキーム>



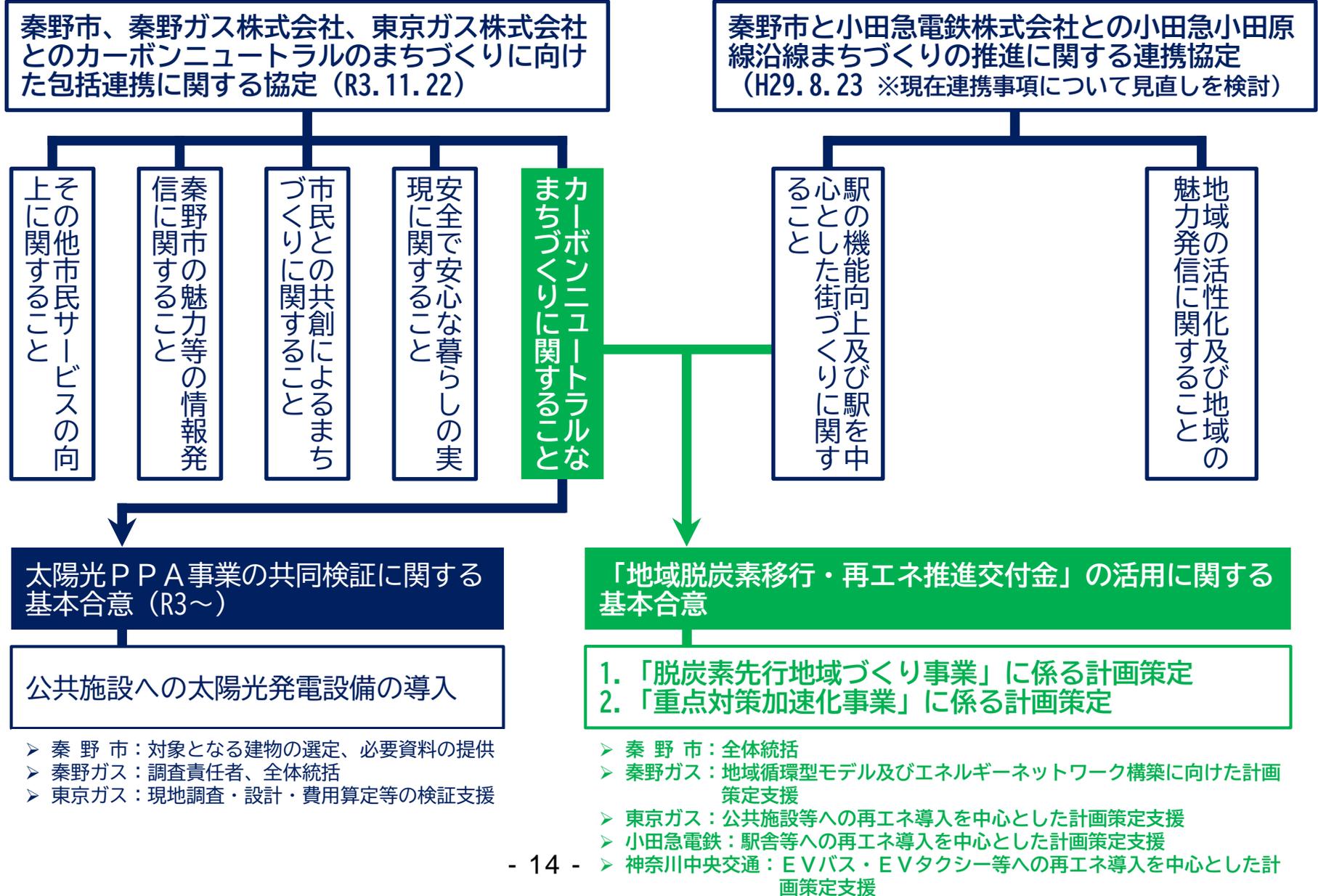
お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素推進総括官グループ地域脱炭素事業推進調整官室 電話：03-5521-8233

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 事業内容

事業区分	脱炭素先行地域づくり事業	重点対策加速化事業
交付要件	○脱炭素先行地域に選定されていること (一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成 等)	○再エネ発電設備を一定以上導入すること (都道府県・指定都市・中核市:1MW以上、その他の市町村:0.5MW以上)
対象事業	<p>(1) CO2排出削減に向けた設備導入事業 (①は必須)</p> <p>①再エネ設備整備 (自家消費型、地域共生・地域裨益型) 地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ設備の導入 ・再エネ発電設備:太陽光、風力、中小水力、バイオマス 等 ・再エネ熱利用設備/未利用熱利用設備:地中熱、温泉熱 等</p> <p>②基盤インフラ整備 地域再エネ導入・利用最大化のための基盤インフラ設備の導入 ・自営線、熱導管 ・蓄電池、充放電設備 ・再エネ由来水素関連設備 ・エネマネシステム 等</p> <p>③省CO2等設備整備 地域再エネ導入・利用最大化のための省CO2等設備の導入 ・ZEB・ZEH、断熱改修 ・ゼロカーボンドライブ (電動車、充放電設備等) ・その他省CO2設備 (高機能・高効率換気・空調、コージェネ等)</p> <p>(2) 効果促進事業 (1)「CO2排出削減に向けた設備導入事業」と一体となって設備導入の効果を一層高めるソフト事業 等</p>	<p>①～⑤のうち2つ以上を実施 (①又は②は必須)</p> <p>①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電 (例:公共施設等の屋根等に自家消費型の太陽光発電設備を設置する事業)</p> <p>②地域共生・地域裨益型再エネの立地 (例:未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等を活用し、再エネ設備を設置する事業)</p> <p>③公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導 (例:新築・改修予定の公共施設において省エネ設備を大規模に導入する事業)</p> <p>④住宅・建築物の省エネ性能等の向上 (例:ZEH、ZEH+、既築住宅改修補助事業)</p> <p>⑤ゼロカーボン・ドライブ※ (例:地域住民のEV購入支援事業、EV公用車を活用したカーシェアリング事業) ※再エネとセットでEV等を導入する場合に限る</p> <p>〔①⑤については、国の目標を上回る導入量、④については国の基準を上回る要件とする事業の場合、単独実施を可とする。〕</p>
交付率	原則 2 / 3 ※① (太陽光発電設備除く) 及び②について、財政力指数が全国平均 (0.51) 以下の自治体は3/4。②③の一部は定額	2 / 3 ~ 1 / 3、定額
事業期間	おおむね5年程度	
備考	○複数年度にわたる交付金事業計画の策定・提出が必要 (計画に位置づけた事業は年度間調整及び事業間調整が可能)。 ○各種設備整備・導入に係る調査・設計や設備設置に伴う付帯設備等も対象に含む。	



各基本合意の位置付け



政策会議付議事案書 (令和4年7月19日)

提案課名 人事課

報告者名 今井 剛

事案名	秦野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">有</div> 資料 無
目的・必要性	<p>育児等を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、人事院の意見の申出に鑑み行われた国家公務員に係る改正と同様に、「地方公務員の育児休業等に関する法律」等が改正されました。</p> <p>この法改正により、①職員の育児休業の取得回数が原則2回まで（現行は原則1回まで）可能となるほか、さらに②子の誕生日から条例で定める期間の内に2回まで育児休業の取得が可能（現行は主に男性職員が57日間で1回まで）となります。</p> <p>これに伴い、条例上の取得要件を整理するとともに、条例で定めることとされている非常勤職員に係る取得要件を緩和するため、「秦野市職員の育児休業等に関する条例」を改正するものです。</p>	
経過・検討結果	<p>令和4年5月2日 「地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（改正法）」が公布される。</p> <p>令和4年5月27日 改正法の施行期日を令和4年10月1日とする政令が公布される。</p> <p>令和4年6月17日 人事院規則の一部を改正する規則が公布される。条例改正等所要の措置を行うよう正式に通知される。</p>	
決定等を要する事項	<p>秦野市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のとおり改正するもの。</p> <p>1 改正法に伴う要件等の改正</p> <p>(1) 取得回数制限の緩和に伴う改正 これまで「育児休業等計画書」により申し出た場合の再度の育児休業取得に係る規定を削除する。</p> <p>(2) 子の誕生日から条例で定める期間 人事院規則で定められた国家公務員の要件に準じて「57日間」とする。</p>	

	<p>2 非常勤職員が育児休業を取得する要件の緩和</p> <p>(1) 子の誕生日から57日間以内に取得できる育児休業の要件を緩和 非常勤職員の任期が子の誕生日から約8か月（57日間と6か月）を経過する日までに満了等をしない職員（現行は子が1歳6か月に達する日までに満了等をしない職員）が育児休業を取得することを可能とする。</p> <p>(2) 子が1歳以降に取得できる育児休業の取得要件の柔軟化 配偶者と交替での育児休業を可能とするとともに、規則で定める特別の事情（新たに産前産後休暇期間が始まったことにより育児休業期間が終了した後に、当該産前産後休暇に係る子が死亡した場合など、育児休業の承認の失効・取消し事由に該当した後に当該事由が消滅した場合）がある場合は、保育所の利用ができない等の要件のみをもって育児休業の取得を可能とする。</p>
<p>今後の 取扱い</p>	<p>令和4年9月 令和4年9月市議会第3回定例会に条例改正議案を提出 10月1日 改正条例施行</p>

秦野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて

秦野市職員の育児休業等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和4年9月 日提出

秦野市長 高橋 昌和

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、本市職員の育児休業の取得要件の緩和等をするとともに、字句の整理を行うため、改正するものであります。

秦野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

秦野市職員の育児休業等に関する条例（平成4年秦野市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア（ア）中「第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日。」を削り、「という。）」の次に「（その子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合はその期間の末日から6か月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合はその子が2歳に達する日）」を加え、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）

（その子についてその非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日がその子の1歳到達日後である場合は、その末日とされた日。以下この号において同じ。）

において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当してその子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、その任期を更新され、又はその任期の満了後に同一の職に引き続き採用されることに伴い、その育児休業に係る子について、その更新前の任期の末日の翌日又はその採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第3号ウを削る。

第2条の3第2号中「出産休暇」を「秦野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（昭和46年秦野市規則第10号。第21条において「勤務時間等規則」という。）別表第2第8項の休暇」に改め、同条第3号中「養育するため、非常勤職員がその子の1歳到達日（その子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又はその非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日がその子の1歳到達日後であるときは、その末日とされた日（その育児休業の期間の末日とされた日とその地方等育児休業の期間の末日と

された日が異なるときは、そのいずれかの日)) の翌日 (その子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、その任期が更新され、又はその任期の満了後に同一の職に引き続き採用されるものにあつては、その任期の末日の翌日又はその引き続き採用される日) を期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次のいずれにも該当するとき」を「養育する非常勤職員が、次のいずれにも該当する場合 (その子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当するとき、規則で定める特別の事情がある場合はウに掲げる場合に該当するとき。)」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「非常勤職員がする」を「非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア その非常勤職員がその子の1歳到達日 (その非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又はその非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日がその子の1歳到達日後である場合は、その末日とされた日 (その育児休業の期間の末日とされた日とその地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)) の翌日 (その配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合は、その地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日) を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするとき。

第2条の3第3号に次のように加える。

エ その子について、その非常勤職員がその子の1歳到達日 (その非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日がその子の1歳到達日後である場合は、その末日とされた日) 後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがないとき。

第2条の4各号列記以外の部分中「養育するため、非常勤職員がその子の1歳6か月到達日の翌日 (その子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をして

いる非常勤職員であって、その任期が更新され、又はその任期の満了後に同一の職に引き続き採用されるものにあつては、その任期の末日の翌日又はその引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するとき」を「養育する非常勤職員が、次の各号のいずれにも該当する場合(その子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するとき又は第2号及び第3号に掲げる場合に該当するとき、規則で定める特別の事情がある場合は同号に掲げる場合に該当するとき。)」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、第1号として次の1号を加える。

- (1) その非常勤職員がその子の1歳6か月到達日の翌日(その非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合は、その地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするとき。

第2条の4に次の1号を加える。

- (4) その子について、その非常勤職員がその子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがないとき。

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第11条第6号中「すでに」を「既に」に、「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

第12条中「昭和46年秦野市条例第6号」の次に「。第17条及び第21条において「勤務時間等条例」という。」を加える。

第17条の表第5条第2項、第4項及び第6項の項中「秦野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」を「勤務時間等条例」に改める。

第21条第2項中「労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定による育児時間又は秦野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」を

「勤務時間等規則別表第2第11項の休暇又は勤務時間等条例」に、「育児時間」を「休暇」に改め、同条第3項中「育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下この項において「介護をするための時間」という。）」を「勤務時間等規則別表第2第11項の休暇又は同規則第30条の規定による介護時間」に改め、「にあって」を削り、「育児時間又はその介護をするための時間」を「休暇又はその介護時間」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の秦野市職員の育児休業等に関する条例第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第11条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

議案第 号 秦野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

網かけ部分以外は、字句の整理によるものです。

新	旧
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 非常勤職員のうち、次のいずれかに該当する職員以外の職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する職員</p> <p>(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(<u>その子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合はその期間の末日から6か月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合はその子が2歳に達する日</u>)までにその任期(任期が更新される場合は、その更新後の任期)が満了すること及び同一の職に引き続き採用されないことが明らかでないこと。</p> <p>(イ) (略)</p> <p><u>イ 次のいずれかに該当する職員</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 非常勤職員のうち、次のいずれかに該当する職員以外の職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する職員</p> <p>(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(<u>第2条の4の規定に該当する場合には、2歳に達する日</u>。以下「1歳6か月到達日」という。)までにその任期(任期が更新される場合には、その更新後の任期)が満了すること及び同一の職に引き続き採用されないことが明らかでないこと。</p> <p>(イ) (略)</p> <p><u>イ 第2条の3第3号の規定により育児休業をしようとする</u></p>

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（その子についてその非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日とその子の1歳到達日後である場合は、その末日とされた日。以下この号において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当してその子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、その任期を更新され、又はその任期の満了後に同一の職に引き続き採用されることに伴い、その育児休業に係る子について、その更新前の任期の末日の翌日又はその採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

職員（その養育する子が1歳に達する日（その子についてその非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が1歳に達する日以後であるときは、その末日とされた日。以下「1歳到達日」という。）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をし、かつ、その育児休業に係る子について、その任期が

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれの各号に定める日とする。

- (1) (略)
- (2) 非常勤職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が、その非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日においてその子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合であって、その非常勤職員がその子について育児休業をしようとするとき（その育児休業の期間の初日とされた日がその子の1歳到達日の翌日後であるとき又はその地方等育児休業の期間の初日前であるときを除く。）その子が1歳2か月に達する日（その日が育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（その子の出生の日からその子の1歳到達日までの日数をいう。）から、育児休業等取得日数（その子の出生の日以後その非常勤職員が秦野市職員の勤務時間、休日、休暇等に

更新され、又はその任期の満了後に同一の職に引き続き採用されることに伴い、その任期の末日の翌日又はその引き続き採用される日を期間の初日とする育児休業をしようとする職員

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれの各号に定める日とする。

- (1) (略)
- (2) 非常勤職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が、その非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日においてその子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合であって、その非常勤職員がその子について育児休業をしようとするとき（その育児休業の期間の初日とされた日がその子の1歳到達日の翌日後であるとき又はその地方等育児休業の期間の初日前であるときを除く。）その子が1歳2か月に達する日（その日が育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（その子の出生の日からその子の1歳到達日までの日数をいう。）から、育児休業等取得日数（その子の出生の日以後その非常勤職員が出産休暇により勤務しなかった日数とそ

関する規則（昭和46年秦野市規則第10号。第21条において「勤務時間等規則」という。）別表第2第8項の休暇により勤務しなかった日数とその子について育児休業をした日数とを合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、その経過する日)

- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次のいずれにも該当する場合（その子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当するとき、規則で定める特別の事情がある場合はウに掲げる場合に該当するとき。） その子の1歳6か月到達日

ア その非常勤職員がその子の1歳到達日（その非常勤職員

の子について育児休業をした日数とを合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、その経過する日)

- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員がその子の1歳到達日（その子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又はその非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日がその子の1歳到達日後であるときは、その末日とされた日（その育児休業の期間の末日とされた日とその地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（その子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、その任期が更新され、又はその任期の満了後に同一の職に引き続き採用されるものにあつては、その任期の末日の翌日又はその引き続き採用される日）を期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次のいずれにも該当するとき その子の1歳6か月到達日

が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又はその非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日とその子の1歳到達日後である場合は、その末日とされた日（その育児休業の期間の末日とされた日とその地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（その配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合は、その地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするとき。

イ その子について、その非常勤職員がその子の1歳到達日（その非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日とその子の1歳到達日後である場合は、その末日とされた日）において育児休業をしているとき又はその非常勤職員の配偶者がその子の1歳到達日（その配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日とその子の1歳到達日後である場合は、その末日とされた日）において地方等育児休業をしているとき。

ウ その子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要として規則で定める場

ア その子について、その非常勤職員がその子の1歳到達日（その非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日とその子の1歳到達日後である場合にあっては、その末日とされた日）において育児休業をしているとき又はその非常勤職員の配偶者がその子の1歳到達日（その配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日とその子の1歳到達日後である場合にあっては、その末日とされた日）において地方等育児休業をしているとき。

イ その子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要として規則で定める場

合に該当するとき。

エ その子について、その非常勤職員がその子の1歳到達日（その非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日がその子の1歳到達日後である場合は、その末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがないとき。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号のいずれにも該当する場合（その子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当するとき、規則で定める特別の事情がある場合は同号に掲げる場合に該当するとき。）とする。

(1) その非常勤職員がその子の1歳6か月到達日の翌日（その非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合は、その地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするとき。

合に該当するとき。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員がその子の1歳6か月到達日の翌日（その子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、その任期が更新され、又はその任期の満了後に同一の職に引き続き採用されるものにあつては、その任期の末日の翌日又はその引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(2)・(3) (略)

(4) その子について、その非常勤職員がその子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがないとき。

(再度の育児休業をすることができる特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)－(4) (略)

(5)－(7) (略)

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

(1)・(2) (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(再度の育児休業をすることができる特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)－(4) (略)

(5) 育児休業（この号の規定に該当したことによりその育児休業に係る子についてすでにしたものを除く。）の終了後、3か月以上の期間を経過したこと（その育児休業をした職員が、その育児休業の承認の請求の際育児休業によりその子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(6)－(8) (略)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)－(5) (略)

(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことによりその育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3か月以上の期間を経過したこと（その育児短時間勤務をした職員が、その育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務によりその子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(7) (略)

(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)

第12条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、秦野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年秦野市条例第6号。第17条及び第21条において「勤務時間等条例」という。）第2条第4項ただし書の規定の適用を受ける職員について、次に掲げる勤務の形態（育児休

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)－(5) (略)

(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことによりその育児短時間勤務に係る子についてすでにしたものを除く。）の終了後、3か月以上の期間を経過したこと（その育児短時間勤務をした職員が、その育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務によりその子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(7) (略)

(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)

第12条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、秦野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年秦野市条例第6号）第2条第4項ただし書の規定の適用を受ける職員について、次に掲げる勤務の形態（育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態

業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。)とする。

(1)・(2) (略)

(育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の特例)

第17条 育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条第2項、第4項及び第6項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、その者の1週間当たりの勤務時間を <u>勤務時間等条例</u> 第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする
(略)		

(部分休業の承認)

第21条 (略)

を除く。)とする。

(1)・(2) (略)

(育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の特例)

第17条 育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条第2項、第4項及び第6項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、その者の1週間当たりの勤務時間を <u>秦野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例</u> 第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする
(略)		

(部分休業の承認)

第21条 (略)

2 勤務時間等規則別表第2第11項の休暇又は勤務時間等条例第12条の3第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間からその休暇又はその介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、その非常勤職員について1日つき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（その非常勤職員が勤務時間等規則別表第2第11項の休暇又は同規則第30条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない場合は、その時間を超えない範囲内で、かつ、2時間からその休暇又はその介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

2 労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間又は秦野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第12条の3第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間からその育児時間又はその介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、その非常勤職員について1日つき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（その非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下この項において「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合）あつては、その時間を超えない範囲内で、かつ、2時間からその育児時間又はその介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の秦野市職員の育児休業等に関する条例第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第11条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

秦野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて

1 改正の趣旨

育児等を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、人事院の意見の申出に鑑み行われた国家公務員に係る改正と同様に、地方公務員の育児休業等に関する法律等が改正されました。

この法改正により職員の育児休業の取得回数が原則2回まで（現行は1回まで）可能となるほか、さらに子の誕生日から条例で定める期間内に2回まで取得可能（現行は出生後57日間で1回まで）となります。

これに伴い、条例上の取得要件を整理するとともに、条例で定めることとされている非常勤職員に係る取得要件を緩和するため、改正するものです。

2 改正の内容

(1) 改正法に伴う要件等の改正

ア 取得回数制限緩和に伴う改正

「育児休業等計画書」により申し出た場合の再度の育児休業に係る規定を削除します。

イ 子の誕生日から条例で定める期間

人事院規則で定められた国家公務員の要件に準じて57日間とします。

(2) 非常勤職員の育児休業の取得要件緩和に伴う改正

ア 子の誕生日から57日間以内の育児休業取得要件の緩和

非常勤職員の任期が子の誕生日から57日間と6か月を経過する日までに満了等をしない職員が育児休業を取得することを可能とします。

イ 子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化

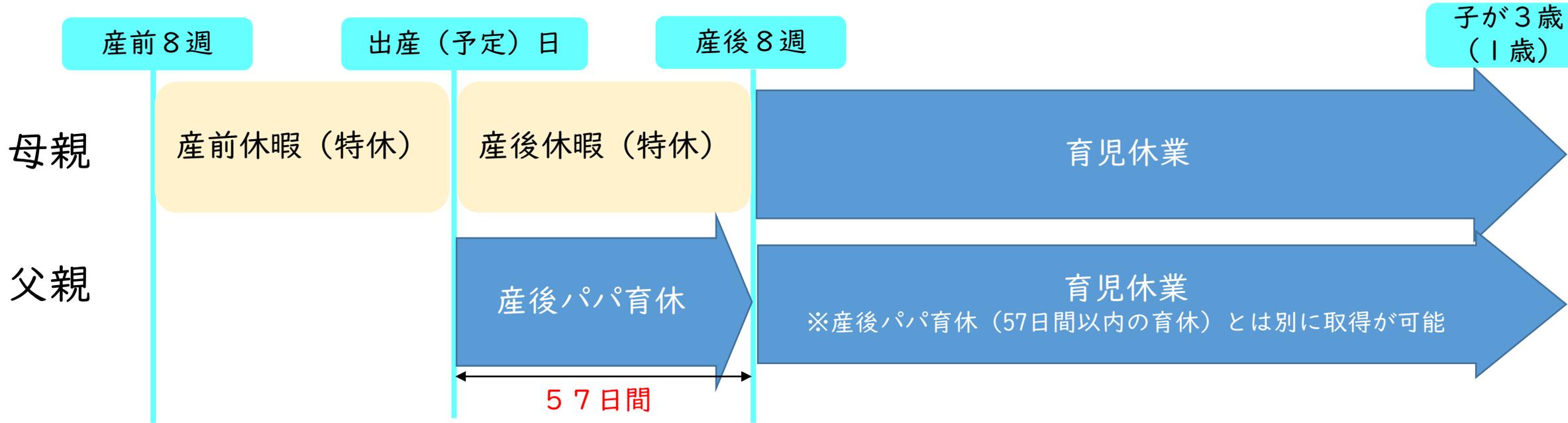
配偶者と交替での育児休業を可能とするとともに、規則で定める特別の事情（新たに産前産後休暇期間が始まったことにより育児休業期間が終了した後に、当該産前産後休暇に係る子が死亡した場合など、育児休業の承認の失効・取消し事由に該当した後に当該事由が消滅した場合）がある場合は、保育所の利用ができない等の要件のみをもって育児休業の取得を可能とします。

3 施行日

令和4年10月1日

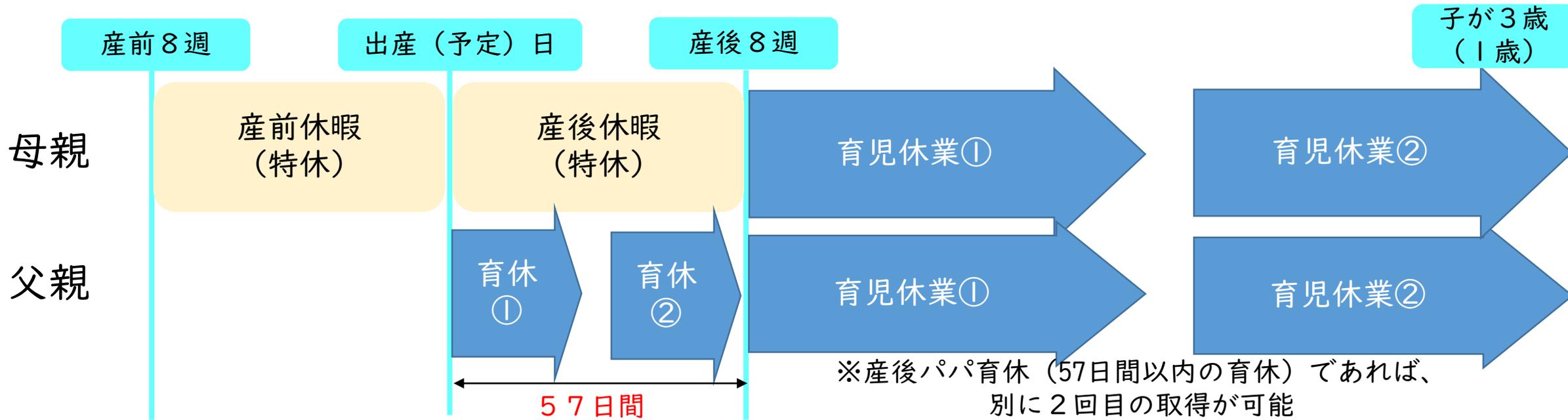
現在の育児休業制度

赤字が改正箇所



	期間	回数
常勤職員(一般職の職員)	子が3歳に達するまで	原則として 1回 ただし、子の誕生日から57日間以内に育児休業(産後パパ育休)を取得した場合、再度の取得が可能。
非常勤職員 (会計年度任用職員等) ※勤務日が週3日以上で、 子が1歳6か月になる日までに 任期が満了等しない者	子が1歳に達するまで ※夫婦がともに育児休業をする場合 →子が1歳2か月に達するまで(上限は1年間) ※「保育所に入所できない」場合 →1歳6か月に達するまで さらに特に必要と認められる場合は2歳に達するまで	※育児休業の承認が効力を失った後に子が死亡するなど予期せぬ状況の変化が生じたなど、条例に定めた特別の事情がある場合は再度の取得が可能(保育所に入所できない場合を除く)

新たな育児休業制度



	期間	回数
常勤職員(一般職の職員)	子が3歳に達するまで	原則として 2回 ただし、子の誕生日から57日間以内に育児休業(産後パパ育休)を取得した場合、再度の取得が可能。= 最大4回取得可能 。
非常勤職員 (会計年度任用職員等) ※勤務日が週3日以上で、子の誕生日から約8か月(57日間と6か月)を経過するまでに任期が満了等しない者	子が1歳に達するまで ※夫婦がともに育児休業をする場合 →子が1歳2か月に達するまで(上限は1年間) ※「保育所に入所できない」場合 →1歳6か月に達するまで さらに特に必要と認められる場合は2歳に達するまで	※育児休業の承認が効力を失った後に子が死亡するなど予期せぬ状況の変化が生じたなど、条例に定めた特別の事情がある場合は再度の取得が可能(保育所に入所できない場合を除く)

条例改正① 取得回数制限の緩和に伴う要件変更

育児休業法

【回数】 原則1回 → 原則2回

条例で不要となる条文を削除

(再度の育児休業をすることができる特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別な事情は、次に掲げる事情とする。

(1)~(4) 省略

~~(5) 育児休業の終了後、3か月以上を経過した事(その育児休業をした職員が、その育児休業の承認の請求の際育児休業によりその子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)~~

~~(5)(6)~~

~~(6)(7)~~

~~(7)(8)~~

法律が原則2回まで育児休業を取得できるようになることから、条例で定めていた「育児休業等計画書」の仕組みは削除

条例改正② 子の出生後、条例で定める期間の設定

育児休業法

いわゆる「産後パパ育休」の対象となる期間を条例で定める
第2条第1項ただし書 → 第2条第1項第1号

人事院規則で定める期間を基準として条例で定める

~~(育児休業)~~

~~第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。~~

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

「産後パパ育休」を取得できる回数が2回までとするため、法律での位置付けが、「ただし書」から「号」に変更された。

⇒条例でも位置付けを変更。期間は人事院規則（国家公務員）と同じ57日間とする。

条例改正③ 非常勤職員が「子の出生後57日間以内に育児休業を取得する要件」の緩和

育児休業法第2条第1項

条例で定める職員を除き、育児休業を取得できることとしている

人事院規則の改正に基づき、産後パパ育休を取得できる非常勤職員の要件を緩和するため条例を改正

(育児休業をすることができない職員)

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)(2) 省略

(3) 非常勤職員のうち、次のいずれかに該当する職員以外の職員

ア 次のいずれにも該当する職員

~~(ア) その養育する子が1歳6か月に達する日までにその任期が満了すること及び同一の職に引き続き採用されないことが明らかでないこと。~~

(ア) その養育する子が1歳6か月に達する日(その子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつてはその期間の末日から6か月を経過する日(以下省略)までにその任期が満了すること及び同一の職に引き続き採用されないことが明らかでないこと。

(イ) 省略

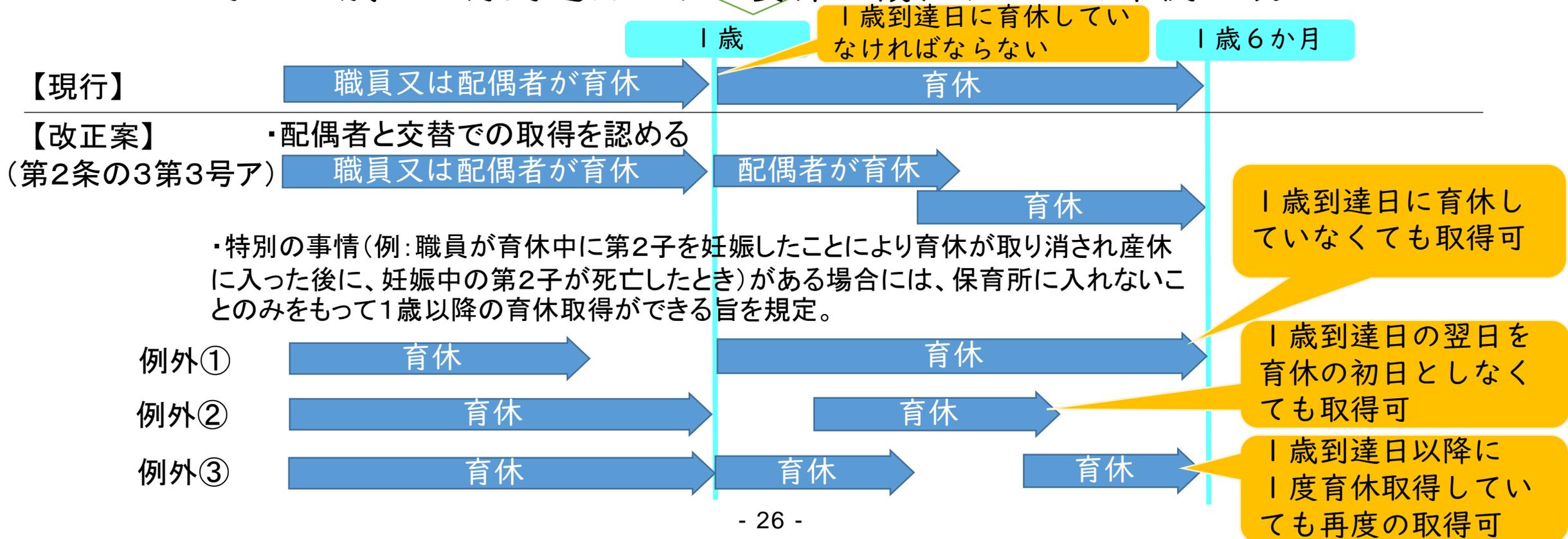
これまで非常勤職員が「産後パパ育休」を取得する場合には、子が1歳6か月に達する日までに任期満了等をしないことが条件であったが、この期間を子の誕生日から約8か月(57日間と6か月)に達する日までに短縮する。

条例改正④ 非常勤職員が「子が1歳以降に育見休業を取得する要件」の柔軟化

育児休業法第2条第1項

非常勤職員は条例で定める日まで育児休業をすることができる。

人事院規則の改正に基づき、非常勤職員の育児休業対象期間の上限を子の1歳6か月到達日とする要件を緩和するため条例を改正



政策会議付議事案書（令和4年7月19日）

提案課名 こども育成課

報告者名 長島 秀樹

事案名	放課後児童ホーム対象学年拡大に係る実施方針について		資料 有
目的・必要性	<p>本市では、就労等により保護者が昼間家庭にいない児童を対象に、放課後の生活の場を設け健全な育成を図るため、全小学校の敷地内に児童ホームを設置し、運営しています。対象学年については、「4年生まで」となっています（民間学童については「6年生まで」）。</p> <p>平成27年4月に児童福祉法が改正され、事業対象者の範囲が「おおむね10歳未満の児童」から「小学校に就学している児童」に改められ、令和4年7月現在、県内19市において、公立では本市及び相模原市（3年生まで）を除いた、全ての市で対象学年が6年生までとなっています。</p> <p>これまで、対象学年拡大に向けた取り組みとして、待機児童等を出さない、「子どもの居場所づくり」として、小学生全児童を対象とした「児童ホームと子ども教室の一体的運営」を広畑小学校で試行実施しましたが、利用実績や費用対効果等の面から事業を終了した経過があります。</p> <p>しかしながら、令和3年5月及び令和4年5月に実施した児童ホーム利用者に係るアンケート調査結果等において、引き続き対象学年拡大を望む声もあることから、児童ホームの対象学年拡大について、令和6年4月の実施に向けた方針を決定し、取組を進めるものです。</p>		

経過・検討結果	<p>平成31年3月～現在 放課後児童に関する事業のあり方庁内検討委員会での検討 (合計14回開催)</p> <p>令和2年10月1日 広畑小学校放課後子ども教室(試行実施)の開始</p> <p>令和3年5月 児童ホームに関するアンケート調査(その1)</p> <p>〃 10月1日 広畑小学校放課後子ども教室(試行実施)契約期間の延長</p> <p>〃 12月 広畑小学校放課後子ども教室運営委託業務の試行実施に係る総括報告書の作成</p> <p>令和4年1月11日 政策会議(広畑小学校放課後子ども教室事業終了を決定)</p> <p>〃 3月31日 広畑小学校放課後子ども教室(試行実施)の終了</p> <p>〃 5月 児童ホームに関するアンケート調査(その2)</p> <p>〃 6月9日 校長会(対象学年拡大に向けたスケジュール案を説明)</p> <p>〃 6月17日 教育委員会会議(対象学年拡大に向けたスケジュール案を説明)</p>
決定等を要する事項	<p>令和6年4月に対象学年の拡大を実施するため、「放課後児童ホームの対象学年拡大に係る実施方針」を決定すること。</p>
今後の取扱い	<p>令和4年9月 令和5年度[選定小学校]試行実施及び令和6年度本格実施について、民間学童との意見交換</p> <p>10月 令和5年度[選定小学校]試行実施の周知</p> <p>11月 令和5年度[選定小学校]試行実施の申込受付開始</p> <p>令和5年4月 令和5年度[選定小学校]試行実施の開始</p> <p>令和6年度本格実施についての周知</p> <p>9月 条例改正</p> <p>11月 令和6年度申込受付開始</p> <p>令和6年4月 対象学年拡大の実施</p>

放課後児童ホーム対象学年拡大に係る実施方針（案）

令和 4 年 7 月作成

放課後児童に関する事業のあり方庁内委員会

1 趣旨

就労等により保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後の生活の場を与え健全な育成を図るため、本市では、小学校区の 1 年生から 4 年生までを対象に全小学校の敷地内に教室を設置し、放課後児童ホーム（以下「児童ホーム」という。）を運営しています。

平成 27 年 4 月に施行された改正児童福祉法では、事業対象者の範囲が「おおむね 10 歳未満の児童」から「小学校に就学している児童」に改められましたが、本市の対象学年については、民間学童が 6 年生までであるのに対し、児童ホームは 4 年生までとなっています。県内 19 市においても、本市及び相模原市（3 年生まで）を除く、全ての市で公立の対象学年は 6 年生までとなっており、本市では平成 24 年度に対象学年を 4 年生に引き上げてから、変更していない状況にあります。

これまで、対象学年拡大に向けた取り組みとして、待機児童等を出さない、「子どもの居場所づくり」として、小学生全児童を対象とした「児童ホームと子ども教室の一体的運営」を広畑小学校で試行実施しましたが、利用実績や費用対効果等の面から事業を終了した経過があります。

しかしながら、令和 3 年 5 月及び令和 4 年 5 月に実施した児童ホームに係るアンケート調査結果等において、対象学年拡大を望む声もあることから、庁内関係課で組織する「放課後児童に関する事業のあり方庁内検討委員会」等において、引き続き検討を進め、児童ホームの対象学年拡大について、令和 6 年 4 月の実施に向け方針を定めるものです。

2 実施方針の位置付け

この方針は、児童ホームの対象学年拡大を進めるための方向性を示すものとして策定し、今後、この方針に沿って取り組みを進めていくものとしします。

3 現状と将来推計

(1) 児童ホーム及び民間学童の教室数の推移（各年度4月1日時点）

単位：教室

年度	H30	R1	R2	R3	R4
児童ホーム	28	28	28	28	28
民間学童	12	16	17	18	20

(2) 児童ホーム及び民間学童の入室児童数の推移（各年度4月1日時点）

単位：人

学年	公／民	H30	R1	R2	R3	R4
1年生	児童ホーム	346	354	349	366	342
	民間学童	54	77	88	102	118
2年生	児童ホーム	340	332	346	319	331
	民間学童	48	68	70	91	106
3年生	児童ホーム	273	270	277	267	247
	民間学童	39	56	60	61	85
4年生	児童ホーム	179	181	195	185	193
	民間学童	39	42	49	55	34
5年生	民間学童	27	33	33	42	46
6年生	民間学童	3	23	19	31	26
合計	児童ホーム	1,138	1,137	1,167	1,137	1,113
	民間学童	210	299	319	382	415

(3) 児童数及び入室児童数等の将来推計

別紙1「【小学校別】入室児童数等の将来推計」のとおり

4 課題

児童ホームの対象学年を拡大した場合、現状の運営では次のような課題が考えられます。

(1) 支援員の確保と人材育成

ア 支援員数については、現状においても欠員状態にあり、人手不足が常態化しており、引き続き積極的な募集に努めていますが、拡大に対して、さらに支援員を確保していく必要があります。

- イ 運営体制については、現在 28 か所ある全児童ホームを会計年度任用職員（令和 4 年 6 月 1 日現在 145 名）のみで運営しているため、新型感染症に係る対応や災害、利用者とのトラブルなど、突発的な現場対応が困難な状況にあります。また、現場にいる支援員の労務管理や安全衛生管理などの業務に苦慮している現状があるため、児童ホーム運営が円滑になるよう環境を整備していく必要があります。
- ウ 対象学年を拡大することにより、1 年生から 6 年生までの幅広い児童の保育が必要となり、これまで以上に支援員の役割が大きくなることから、専門的な分野だけではなく職員としての質の向上を図るための人材育成が求められます。
- エ 児童ホームの運営を民間委託することも視野に入れながら、支援員の確保と人材育成の手法を検討する必要があります。

(2) 場所の確保

- ア 利用者数が増加することにより、南、鶴巻小学校の 2 か所（7 教室）で、条例で規定している定員を超え、利用者が希望する児童ホームを利用できない状態が発生する可能性があります（渋沢小学校は令和 5 年 4 月に第 3 教室を開室予定）。
- イ 学校によっては、利用者数の増加により希望者全員が入所できないことが見込まれ、入所の優先順位が低くなる高学年が、入所できない状況が想定でき、対象学年を拡大する効果が得られない可能性が考えられます。
- ウ 児童ホームアンケート結果では、児童ホームを選択する理由のうち、過半数以上の方が「学校の敷地内であること」と回答しており、安全・防犯、学校との連携、校庭利用などの意見があることから、ニーズを踏まえた運営体制の構築が求められます。
- エ これまでの児童ホーム利用者数は増加傾向にありましたが、ここ 2～3 年は横ばいで推移しています。児童数においても本市の人口推計（6～11 歳）では、今後、減少し続けることが予想されているため、児童ホームの利用率や将来需要を踏まえ、公共施設再配置計画等と整合を図った、施設整備が求められます。

(3) 民間学童への影響

- ア 民間学童については、平成 26 年度から「秦野市放課後児童健全

育成推進事業費補助金交付要綱」に基づき補助金を交付しており、国・県からの情報提供や新型コロナウイルスに係る対応など、様々な面で市との情報共有・協力体制を構築しているため、対象学年拡大の検討と並行して、民間学童への支援や協力体制の再構築などに取り組む必要があります。

イ 平成24年度に児童ホームの対象学年を「3年生まで」から「4年生まで」に引き上げた際は、市内初の学童が設立された時期であり、対象学年を引き上げることによる民間学童への影響はありませんでした。しかし、以前の状況とは異なり、令和4年4月現在の民間学童は8法人20教室で415人の児童が入室しています。民間学童のニーズが増加傾向にあることを前提とした、検討が求められます。

ウ 公立では満たすことのできないサービスの受け皿として運営している民間学童に対し、経営に大きな影響を与えることがないよう、適時情報を提供するなど丁寧な説明が求められます。

5 実施方針

(1) 支援員の確保と人材育成

ア 支援員の新たな発掘、積極的な採用に努めます。

イ 市独自の研修メニューの検討など研修制度を充実させます。

ウ 民間委託や派遣を実施している自治体への視察など先進自治体の研究を進め、児童ホームの適切な運営形態・手法を検討します。

(2) 場所の確保

ア 定員を大幅に超える児童ホームについては、学校敷地内での空き教室を確保するため、関係機関と協議を進めます。

イ 空き教室が確保できない学校については、将来推計などを踏まえ、近隣の公共施設、民間学童など新たな受け皿の確保などを検討します。

(3) 入所事務取扱基準の作成

学校での空き教室が確保できない児童ホームに対して、公平かつ円滑に入所の可否を判定するため、入所事務取扱基準を作成し、入所の優先順位を定めます。

(4) 民間学童の環境整備

ア 民間学童と連携を強化し、情報共有、協力体制を構築します。

イ 民間学童の誘致や補助金メニューなど支援育成体制の見直しを検討します。

ウ 既存児童ホームの運営主体として、市内民間学童の民間委託(公

設民営)の可能性を検討します。

(5) 対象学年拡大の試行実施

ア 令和5年度から、校舎内ではなく独立した建物を設置、且つ定員に余裕があるなどの一定要件を満たす小学校を選定し、試行的に対象学年を6年生まで拡大します。

イ 試行実施によって抽出した課題等を踏まえ、令和6年度本格実施の準備を進めます。

(6) 条例及び規則改正

対象学年拡大に係る条例及び規則を改正します。

6 実施スケジュール

別紙2「放課後児童ホーム対象学年拡大に向けたスケジュール」のとおり

【小学校別】入室児童数等の将来推計

学校名	項目	R4(実績)	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
本町	児童数	437	439	433	410	402	391	392	387	379	372	364	357
	入室率	17.6%	19.4%	19.4%	19.4%	19.4%	19.4%	19.4%	19.4%	19.4%	19.4%	19.4%	19.4%
	入室児童数	77	85	84	80	78	76	76	75	74	72	71	69
	拡大増加率	133.8%	133.8%	133.8%	133.8%	133.8%	133.8%	133.8%	133.8%	133.8%	133.8%	133.8%	133.8%
収容:114人	拡大入室児童数	103	114	112	107	104	102	102	100	99	96	95	92
南	児童数	740	628	625	615	585	568	549	525	514	511	506	504
	入室率	26.9%	26.1%	26.1%	26.1%	26.1%	26.1%	26.1%	26.1%	26.1%	26.1%	26.1%	26.1%
	入室児童数	199	164	163	161	153	148	143	137	134	133	132	132
	拡大増加率	125.1%	125.1%	125.1%	125.1%	125.1%	125.1%	125.1%	125.1%	125.1%	125.1%	125.1%	125.1%
収容:228人	拡大入室児童数	249	205	204	201	191	185	179	171	168	166	165	165
東	児童数	351	352	339	303	293	289	280	287	277	271	266	261
	入室率	21.1%	19.7%	19.7%	19.7%	19.7%	19.7%	19.7%	19.7%	19.7%	19.7%	19.7%	19.7%
	入室児童数	74	69	67	60	58	57	55	57	55	53	52	51
	拡大増加率	123.0%	123.0%	123.0%	123.0%	123.0%	123.0%	123.0%	123.0%	123.0%	123.0%	123.0%	123.0%
収容:114人	拡大入室児童数	91	85	82	74	71	70	68	70	68	65	64	63
北	児童数	418	400	362	327	317	307	317	316	308	299	292	287
	入室率	19.6%	18.9%	18.9%	18.9%	18.9%	18.9%	18.9%	18.9%	18.9%	18.9%	18.9%	18.9%
	入室児童数	82	76	68	62	60	58	60	60	58	57	55	54
	拡大増加率	130.5%	130.5%	130.5%	130.5%	130.5%	130.5%	130.5%	130.5%	130.5%	130.5%	130.5%	130.5%
収容:114人	拡大入室児童数	107	99	89	81	78	76	78	78	76	74	72	70
大根	児童数	294	275	246	212	198	208	206	212	205	199	194	190
	入室率	28.9%	28.4%	28.4%	28.4%	28.4%	28.4%	28.4%	28.4%	28.4%	28.4%	28.4%	28.4%
	入室児童数	85	78	70	60	56	59	59	60	58	57	55	54
	拡大増加率	128.2%	128.2%	128.2%	128.2%	128.2%	128.2%	128.2%	128.2%	128.2%	128.2%	128.2%	128.2%
収容:114人	拡大入室児童数	109	100	90	77	72	76	76	77	74	73	71	69
西	児童数	420	414	380	359	353	348	361	360	351	343	335	329
	入室率	13.1%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%
	入室児童数	55	65	60	56	55	55	57	57	55	54	53	52
	拡大増加率	127.3%	127.3%	127.3%	127.3%	127.3%	127.3%	127.3%	127.3%	127.3%	127.3%	127.3%	127.3%
収容:114人	拡大入室児童数	70	83	76	71	70	70	73	73	70	69	67	66
広畑	児童数	64	87	85	82	77	77	72	76	74	72	70	68
	入室率	21.9%	27.8%	27.8%	27.8%	27.8%	27.8%	27.8%	27.8%	27.8%	27.8%	27.8%	27.8%
	入室児童数	14	24	24	23	21	21	20	21	21	20	19	19
	拡大増加率	121.4%	121.4%	121.4%	121.4%	121.4%	121.4%	121.4%	121.4%	121.4%	121.4%	121.4%	121.4%
収容:57人	拡大入室児童数	17	29	29	28	25	25	24	25	25	24	23	23
渋沢※	児童数	435	477	464	459	442	428	425	423	413	402	392	385
	入室率	30.8%	26.9%	26.9%	26.9%	26.9%	26.9%	26.9%	26.9%	26.9%	26.9%	26.9%	26.9%
	入室児童数	134	128	125	123	119	115	114	114	111	108	105	104
	拡大増加率	124.6%	124.6%	124.6%	124.6%	124.6%	124.6%	124.6%	124.6%	124.6%	124.6%	124.6%	124.6%
収容:114人	拡大入室児童数	167	159	156	153	148	143	142	142	138	135	131	130
末広	児童数	329	281	260	222	209	204	197	214	204	197	191	188
	入室率	32.2%	28.9%	28.9%	28.9%	28.9%	28.9%	28.9%	28.9%	28.9%	28.9%	28.9%	28.9%
	入室児童数	106	81	75	64	60	59	57	62	59	57	55	54
	拡大増加率	130.2%	130.2%	130.2%	130.2%	130.2%	130.2%	130.2%	130.2%	130.2%	130.2%	130.2%	130.2%
収容:171人	拡大入室児童数	138	105	98	83	78	77	74	81	77	74	72	70
堀川	児童数	304	272	260	257	253	254	255	250	246	241	236	231
	入室率	16.1%	14.3%	14.3%	14.3%	14.3%	14.3%	14.3%	14.3%	14.3%	14.3%	14.3%	14.3%
	入室児童数	49	39	37	37	36	36	36	36	35	34	34	33
	拡大増加率	116.3%	116.3%	116.3%	116.3%	116.3%	116.3%	116.3%	116.3%	116.3%	116.3%	116.3%	116.3%
収容:57人	拡大入室児童数	57	45	43	43	42	42	42	42	41	40	40	38
南が丘	児童数	336	328	323	312	312	318	321	322	315	307	300	294
	入室率	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%
	入室児童数	84	82	81	78	78	80	80	81	79	77	75	74
	拡大増加率	121.4%	121.4%	121.4%	121.4%	121.4%	121.4%	121.4%	121.4%	121.4%	121.4%	121.4%	121.4%
収容:171人	拡大入室児童数	102	100	98	95	95	97	97	98	96	93	91	90
鶴巻	児童数	482	469	457	431	435	426	428	430	420	410	399	392
	入室率	30.3%	30.2%	30.2%	30.2%	30.2%	30.2%	30.2%	30.2%	30.2%	30.2%	30.2%	30.2%
	入室児童数	146	142	138	130	131	129	129	130	127	124	120	118
	拡大増加率	125.3%	125.3%	125.3%	125.3%	125.3%	125.3%	125.3%	125.3%	125.3%	125.3%	125.3%	125.3%
収容:171人	拡大入室児童数	183	178	173	163	164	162	162	163	159	155	150	148
上	児童数	47	35	41	49	48	50	53	49	49	49	48	47
	入室率	17.0%	14.1%	14.1%	14.1%	14.1%	14.1%	14.1%	14.1%	14.1%	14.1%	14.1%	14.1%
	入室児童数	8	5	6	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	拡大増加率	137.5%	137.5%	137.5%	137.5%	137.5%	137.5%	137.5%	137.5%	137.5%	137.5%	137.5%	137.5%
収容:28人	拡大入室児童数	11	7	8	10								
合計	児童数	4,657	4,457	4,275	4,038	3,924	3,868	3,856	3,851	3,755	3,673	3,593	3,533
	入室率	23.9%	23.3%	23.3%	23.3%	23.2%	23.3%	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%
	入室児童数	1,113	1,038	998	941	912	900	893	897	873	853	833	821
	拡大増加率	126.2%	126.1%	126.1%	126.0%	125.9%	126.1%	126.2%	126.0%	126.1%	125.9%	126.2%	125.9%
	拡大入室児童数	1,404	1,309	1,258	1,186	1,148	1,135	1,127	1,130	1,101	1,074	1,051	1,034

【凡例】

収容:児童ホーム登録者のうち7割が常時利用すると想定した場合の定員

児童数:1~4年生の将来推計

入室率:過去5年間(H30-R4)の平均入室率

入室児童数:児童数×入室率

拡大増加率:6年生まで拡大した場合の児童数の増加率

拡大入室児童数:対象学年を拡大した場合の入室児童数

注)推計値はこれまでの実績をもとに算出したものであり、社会経済環境の変化や政策効果などの影響を踏まえたものではありません。

※渋沢小学校は令和5年4月に第3教室を開室予定

放課後児童ホーム対象学年拡大に向けたスケジュール

	R3		R4											R5											R6			
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
議会等						●【政策会議】 対象学年拡大												●【政策会議】 条例改正		●第3回 定例会議上程 ★条例改正								
対象学年拡大	●次年度利用者数確定								●10/1 ・【試行】新年度対象学年拡大 申込案内配布 ・【試行】対象学年拡大周知												●10/1 ・新年度対象学年拡大申込案内配布 ・対象学年拡大周知 ・教室数変更周知							●次年度利用者数確定 ●次年度利用者決定通知
									【民間学童周知】 R6対象学年拡大																			
教室数見直し																												
入所取扱基準																												
運営体制等																												

対象学年拡大(5・6年生)実施

議題4

政策会議付議事案書 (令和4年7月19日)

提案課名 会計課

報告者名 鈴野 仁

事案名	金融機関からの要望への対応について	④ 資料 無
目的・必要性	りそな銀行から納付書による公金収納（りそな銀行本・支店等における窓口収納）の取扱いに対し、収納手数料の負担を求める旨の要望がありましたので、本市の対応について方針を定めるものです。	
経過・検討結果	<ol style="list-style-type: none"> 1 りそな銀行からの要望の概要 <ol style="list-style-type: none"> (1) 要望書の提出先 りそな銀行が収納代理機関となっていて、同行の支店がない市町 (2) 本市が要望書を受理した日 令和4年5月17日 (3) 要望に対する回答期限 令和4年7月29日 (4) 要望の趣旨 <ol style="list-style-type: none"> ア 令和5年4月1日収納分から、基本手数料500,000円（消費税別・毎年度負担）及び、納付書による収納1件あたり300円（消費税別）の窓口収納手数料を負担すること。 イ 窓口収納に係る手数料を市が負担できない場合は、令和5年3月31日をもって取扱いを終了する。 ウ 口座振替による公金収納は継続する。 2 これまでの金融機関からの窓口収納手数料に関する要望 <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和元年9月10日 政策会議において、三菱UFJ銀行からの「納付書による窓口収納に対し、収納1件あたり300円（消費税別）の手数料を求める要望」について、本市として手数料を負担しないことを決定。 (2) 令和3年1月26日 政策会議において、三井住友銀行からの「納付書による窓口収納に対し、収納1件あたり200円（消費税別）の手数料を求める要望」について、本市として手数料を負担しないことを決定。 	

経過・検討結果	<p>3 要望に対する検討結果</p> <p>各課に照会したところ、りそな銀行窓口での納付書による収納ができなくなることは、利用者の利便性が低下するという意見等がありましたが、納付書1件当たり300円という高額な負担に応じることで、りそな銀行窓口における税・公金収納を継続する必要性のある旨の回答をした課はありませんでした。</p> <p>今後、コンビニやスマートフォンを利用した納付が拡大することで、金融機関での納付書による窓口納付は減少するため、影響は次第に小さくなると見込まれます。</p> <p>そこで、納付書による公金収納に係る手数料は負担しないものとします。</p> <p>【窓口収納手数料を負担する場合の影響額】 (令和3年度実績に基づく)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・りそな銀行への負担 $500,000円 \times 1.1 + 300円/件 \times 1.1 \times 7,000件/年 = 2,860,000円/年$ ・本市の公金を取り扱う全銀行への負担 $500,000円 \times 1.1 \times 14行 + 300円/件 \times 1.1 \times 316,000件/年 = 111,980,000円/年$
決定等を要する事項	<p>りそな銀行から要望された収納事務に係る窓口収納手数料は負担しないこと。</p>
今後の取扱い	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年7月 りそな銀行に、本市の方針について回答 2 令和4年度中 <ul style="list-style-type: none"> ・りそな銀行での秦野市税・公金の窓口納付終了を、ホームページ等に掲載 ・納付書の取扱い金融機関一覧からりそな銀行を削除

参考資料

りそな銀行からの要望に対する対応状況一覧

(りそな銀行の支店がなく収納代理金融機関となっている市町)

令和4年7月15日時点

市町村名	窓口収納件数	対応状況
秦野市	7,000件	手数料負担せず、窓口収納停止
茅ヶ崎市	13,700件	検討中
逗子市	700件	検討中
座間市	2,820件	手数料負担せず、窓口収納停止
南足柄市	1,750件	手数料負担せず、窓口収納停止
綾瀬市	7,000件	手数料負担せず、窓口収納停止
葉山町	1,010件	検討中
寒川町	1,000件	手数料負担せず、窓口収納停止
二宮町	2,500件	手数料負担せず、窓口収納停止
大井町	1,042件	手数料負担せず、窓口収納停止
松田町	—	手数料負担せず、窓口収納停止
山北町	650件	手数料負担せず、窓口収納停止
開成町	1,100件	検討中
箱根町	1,300件	手数料負担せず、窓口収納停止
真鶴町	552件	手数料負担せず、窓口収納停止
愛川町	2,700件	検討中

※ 手数料負担せず、窓口収納停止 : 11市町

検討中 : 5市町